担当係	処分の内容	標準処理期間	期間の算出根拠
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合にて申請書の審査をし、減免等の可否を決定するのに要す
給付	一部負担金減免、減額及び徴収猶予の認定	30日	る期間:20日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日ま
給付	療養費の支給	105日	での期間:95日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日ま
給付	特別療養費の支給	105日	での期間:95日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日ま
給付	移送費の支給	105日	での期間:95日
			委託業者において申請書を確認・審査し、入力又はデータ作成を行
			うのに要する期間:75日
			広域連合にて支給決定し、支払手続きをするのに要する期間:30
給付	高額療養費の支給	105日	日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合内において申請書を確認し支給決定までに要する期間:1
給付	高額介護合算療養費の支給	150日	4 0 日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日ま
給付	葬祭費の支給	75日	での期間:65日
			広域連合にて申請書の審査をし、支給決定及び支払手続きをするの
給付	傷病手当金の支給	45日	に要する期間: 45日
			市町村における処理期間 即日~3日 確認が必要な場合、処理期
資格	基準収入額適用の可否	即日~3日	間はおおむね1カ月~2カ月程度
資格	特定疾病の認定	即日~3日	市町村における処理期間 即日~3日
資格	限度額・標準負担額減額認定証交付	即日~3日	市町村における処理期間 即日~3日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日ま
給付	食事療養標準負担額差額の支給	75日	での期間:65日
			市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間:10日
			広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日ま
給付	生活療養標準負担額差額の支給	75日	での期間:65日
			市町村における処理期間 即日~3日 県との協議が必要な場合、
資格	障害認定	即日~3日	処理期間はおおむね1カ月~2カ月程度
			市区町村が第一次的な審査を行い、申請書を広域連合へ搬送するた
			めに必要な期間:14日
	(広域連合内において審査を行い、市区町村を通して通知するために
保険料	保険料徴収猶予	35日	必要な期間:21日
			市区町村が第一次的な審査を行い、申請書を広域連合へ搬送するた
			めに必要な期間:14日 - 11/154 A - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
			広域連合内において審査及び減免後保険料の計算を行い、市区町村
保険料	保険料減免	60日	を通して通知するために必要な期間:46日
総務	情報公開請求に対する決定	10日	広域連合内において申請書の形式的審査をする期間:10日
公子女	ᄜᅳᆂᅪᇩᆛᆉᇬᅛᅼ	1 4 5 9	広域連合内において申請書の形式的審査(移送の要否を含む)をす
総務	開示請求に対する決定	14日※	る期間:14日
			広域連合内において申請書の形式的審査をする期間:14日
			対象となる医療機関に対しレセプト開示可否に関する照会をかける
			期間:14日
			広域連合内において開示対象となるレセプトの実質的審査をする期
空 未	W1 4-91 0-184	112 -	
審査総務	※レセプトの場合 訂正請求に対する決定	30日	間:14日 広域連合内において申請内容の実質的審査をする期間:30日